

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和四年十一月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和四年七月二十九日奈良県指令郡土第八二一六号

令和四年九月十二日奈良県指令郡土第八二一六一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年十一月一日郡土第六五五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市田井庄町六七一番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府守口市南寺方東通二丁目一一番一号

株式会社フロンティア都市開発 代表取締役 河内春輝